

変更契約の締結及び専決処分の予定について（桑原29号線橋梁（上部工）整備工事）

1 工事名 桑原29号線橋梁（上部工）整備工事（令和7年第2回定期会議決）
 <工期> 令和7年6月28日から令和8年3月31日まで
 <相手方> 株式会社澤田建設 代表取締役 工藤一也
 （青森市大字前田字中野27番地5）

2 変更内容

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が、従前の労務単価に比べ上昇したことを受け、国においては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和7年3月1日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととした。

本市においても、国と同様に対応することとしたところ、契約相手方から請負代金額の変更の請求があったことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行うものである。

また、桑原29号線道路整備事業の促進のため、本工事で設置した仮設足場を利用し、橋梁付属物工である地覆工及び伸縮装置工を施工することとしたことから、青森市工事請負契約標準約款第19条の規定に基づき請負代金額の増額変更を行う。

3 変更予定額

区分	金額	変更理由	処理
① 当初契約	219,970,945 円	R7.5.9 仮契約 R7.6.26 議決 R7.6.27 本契約	
② 変更契約（予定）	241,967,000 円 [内訳] 増 21,996,055 円 (9.99%)	特例措置の適用による労務単価の変更 橋梁付属物工の増工	R8.1月専決処分予定 R8.第1回定期会議報告予定

4 変更契約予定 令和8年1月中を予定

○地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について(抄)

平成17年4月14日指定

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。
 一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例(平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。)に基づく契約並びに財産の取得及び処分で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更を要する場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの
 二～八(略)

○公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置等の実施について(令和7年4月7日付 青森市通知文書抜粋)

1 措置の内容

令和7年3月1日以降適用の労務単価(以下「新労務単価」という。)の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、「青森市工事請負契約標準約款」第51条(令和7年4月1日以降に公告又は指名競争入札を行う工事については第52条)の規定に基づき、令和6年度の労務単価(以下「旧労務単価」という。)に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

令和7年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

3 請負金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方により算出する。

変更後の請負代金額 = 新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格 × 初当契約の落札率

○青森市工事請負契約標準約款 抜粋

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、

発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

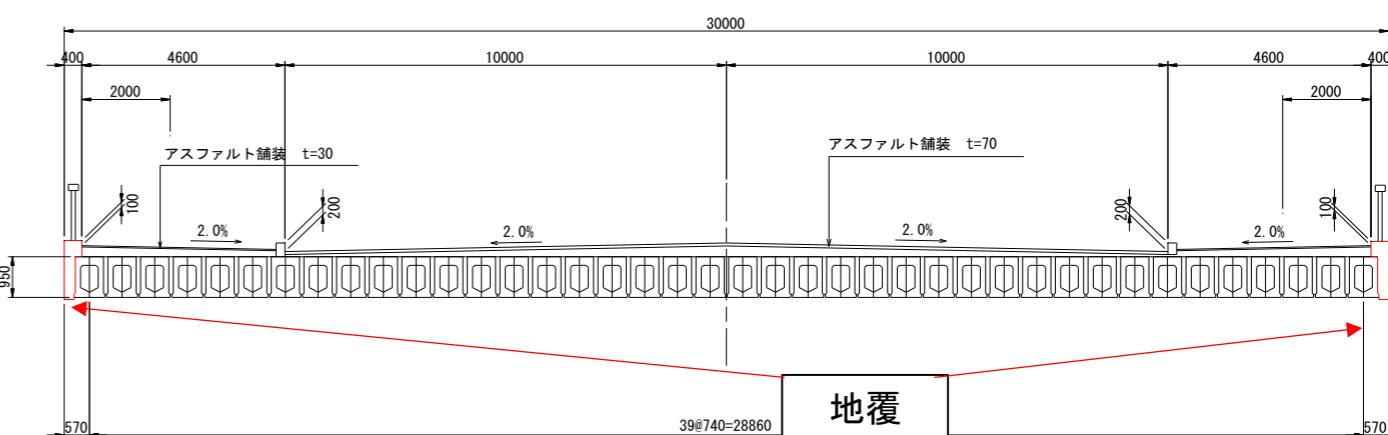
(その他の協議事項)

第52条 この約款に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

【工事概要】

工事場所：青森市自由ヶ丘二丁目43番 地先
 PC橋工、橋梁付属物工、仮設工 各一式

断面図



現場写真(令和7年12月現在)



参考写真(県道橋)



地覆

伸縮装置